

医学部医学科専門教育科目試験に関する内規

平成 25 年 4 月 11 日	制 定
平成 27 年 11 月 12 日	一部改正
平成 31 年 1 月 10 日	一部改正
令和 4 年 4 月 1 日	一部改正
令和 8 年 8 月 6 日	一部改正

(趣旨)

第 1 条 この内規は、大阪大学医学部規程（以下「医学部規程」という。）に定める医学部医学科専門教育科目（以下「専門教育科目」という。）の試験に関し、必要な事項を定めるものとする。

(試験)

第 2 条 専門教育科目の試験の区分は、次のとおりとする。

- (1) 定期試験 授業の終わった学期又は学年の終わりに行うものをいう。
- (2) 平常試験 平常授業時に行うものをいう。
- (3) 追 試 験 定期試験又は平常試験を受験できなかった者に対し行うものをいう。
- (4) 再 試 験 定期試験を受験したにも関わらず成績不良であった者に対し、行うものをいう。

2 定期試験に代えて、論文又はレポートを課することができる。

3 担当教員の判断により、平常試験を行うことができる。

4 追試験は、別表に掲げる試験を受験できなかった理由に該当する場合に行う。ただし、特別の事情がある場合は、別表に掲げる理由によらない場合でも、追試験の受験を許可することができる。

5 追試験の受験を希望する者は、原則として当該試験日当日中に医学系研究科教務課教務係（以下「教務係」という。）に連絡をするとともに、当該試験日から起算して 5 日以内に、別表に定める試験を受験できなかった理由に応じた必要証明書類を添付した追試験願（様式第 1 号）を教務係の確認を経て、担当教員に提出しなければならない。

6 前項の追試験願の提出を受けた担当教員は、追試験を行う場合には、原則として、成績提出期限日の前日までの期間内で、追試験の実施日を設定し、教務係に連絡する。

7 追試験の受験許可及び追試験の実施日時等については、掲示により告知する。

8 担当教員の判断により再試験を行うことができる。

9 再試験は、同一授業科目において、1 回限りとする。

10 再試験を受験できる者は、定期試験を受験した者又は第 4 項に規定する者に限る。

11 試験の実施方法に関しては、別に定める。

(不正行為)

第 3 条 専門教育科目の試験における「不正行為」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 持込を許可されたテキスト、ノート、辞書等以外のものを使用した場合
- (2) スマートフォンなどの通信機器を見える位置に放置した場合
- (3) カンニングペーパーの使用等カンニングとみなされる行為を行った場合
- (4) 代人受験とみなされる行為を行った場合

(5) その他試験監督者の指示に従わない場合

(不正行為を発見した場合の処置)

第 4 条 試験監督者は、専門教育科目の試験において前条に定める不正行為を発見した場合は、当該不正行為を行った者に対し、直ちに試験を中止させ、学生証、答案等及び当該不正行為の証拠となるものがある場合についてはそれを没収した上で、試験室からの退室及び教務係への出頭を命じるとともに、当該試験終了後、直ちに教務係を通じて医学系研究科教務課長（以下「教務課長」という。）に、当該不正行為の事実を報告し、没収した学生証等を引き渡すものとする。

(教育課程上の処分の手続)

第 5 条 教務課長は、前条の報告を受けた場合は、当該試験監督者及び不正行為を行った者から事情を聴取した上で、不正行為に関する調書（様式第 2 号）を作成し、医学部医学科教務委員会（以下「教務委員会」という。）の審議に付すものとする。

2 試験において第 3 条に定める不正行為を行った者に対する教育課程上の処分については、原則、当該年度の成績認定を取り消し、教務委員会がこれを決定する。また、その教育課程上の処分決定について、医学部医学科教育研究会議に報告する。

附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 11 月 12 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 31 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8 年 8 月 6 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表

試験を受験できなかった理由	追試験の対象となる期間	必要証明書類
学校感染症（学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症。以下同じ。）を罹患したことにより出席停止の措置を受けた場合	学校保健安全法施行規則第 19 条に規定する出席停止の期間	医師の診断書

親族（２親等以内）が死亡した場合	配偶者・１親等…死亡日から起算して連続７日以内、 ２親等…死亡日から起算して連続３日以内	会葬はがき等（死亡日又は葬儀日が記載されたもの）
「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく裁判員の選任手続きのため及び裁判員の職務に従事するため裁判所に出頭した場合	裁判所に出頭した日	裁判所に出頭した日が確認できるもの
居住地及び通学経路に係る特別警報が発令された場合	特別警報が発令された日	
骨髄バンクドナー候補となり、提供のため通院・入院する場合	通院、入院等のほか、必要な手続きのため医療施設に赴いた日	提供のための必要な手続き（通院・入院等）を行った期間が確認できるもの
学校感染症以外の疾病及び負傷による場合	通院、入院又は自宅療養等に要した期間	医師の診断書